

日病薬病院薬学認定薬剤師制度

平成 27 年 4 月スタート

病院薬学認定薬剤師の養成目的

高度化する医療の進歩、チーム医療の推進に伴い、医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、薬剤師が薬物療法に主体的に参加するという社会的要請に応えるため、高度化・複雑化する薬物療法等の幅広い知識及び高度な技能を習得し、臨床現場における実践力を有する薬剤師を養成し、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

**** 学術講演会(研修会)を受講する皆様へ ****

平成 27 年 4 月から「日病薬病院薬学認定薬剤師制度」の運用が始まりました。これにより「日病薬生涯研修履修認定(5年継続)」は平成 29 年度の認定をもって廃止となります。

また、新制度の開始にともない日本病院薬剤師会専門薬剤師制度の認定要件として「日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師」が「日病薬病院薬学認定薬剤師」に変更となります(経過措置あり)。

新制度における認定試験の受験資格として研修カリキュラムに則った研修を規程単位受講することが必要となります。栃木県病院薬剤師会では新制度に対応した研修会実施機関として認定を取得しました。

今後、本会が開催する学術講演会等では日本薬剤師研修センターの「研修受講シール」と日病薬病院薬学認定薬剤師制度の「研修単位シール」の両方を準備いたしますが、受講者へは希望を確認のうえいずれか1枚のみを交付します。

本制度の詳細内容は日本病院薬剤師会ホームページまたは栃木県病院薬剤師会ホームページをご覧ください。

栃木県病院薬剤師会

検索

